

令和元年度厚生労働科学研究費補助金
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究(健やか次世代育成総合研究)事業)
わが国の至適なチャイルド・デス・レビュー制度を確立するための研究
(主任研究者 沼口 敦)

分担研究 地域における厚労省 CDR モデル事業の実施体制と支援体制の開発
「子どもの死亡登録・検証制度に関する取り組み～福島県～」

分担研究者 細矢 光亮 福島県立医科大学 小児科 教授
小保内 俊雅 多摩北部医療センター小児科
研究協力者 前田 亮 福島県立医科大学 小児科

研究要旨

【背景】福島県において、CDR を開始できる状況が整備されるかを確認する必要がある。

【方法】本研究班によって提示された共通のフォーマット「新しく CDR チームを立ち上げる際の確認事項」に沿って、現況を確認した。

【結果】【結論】本稿の末尾に添付した表 1 および図 2 を参照。

A. 研究目的

福島県において、CDR を開始できる状況が整備されるかを確認する必要がある。

する。

B. 研究方法

本研究班によって提示された共通のフォーマット「新しく CDR チームを立ち上げる際の確認事項」に沿って、現況を確認した。

F. 健康危険情報

(特になし)

C. 研究結果

本稿の末尾に添付した表 1 および図 2 を参照。

G. 研究発表

論文発表(特になし)

学会発表(特になし)

書籍発刊(特になし)

D. 考察 および E. 結論

CDR 実現に向けて、関係各方面と連絡調整を要

H. 知的財産権の出願・登録状況

(特になし)

新しく CDR チームを立ち上げる際の確認事項

Planning for a New Child Death Review Team or Application for a New Team より翻訳

パート 1 : あなたのチームの準備状況を把握する

1. あなたのチームが対象とする地域はどこですか？ (都道府県・市町村・医療圏など)	福島県
2. a) あなたの対象地域の人口は？ b) 18 歳未満の人口は？ c) 10 歳未満の人口は？ d) 5 歳未満の人口は？	a) 1914039 (人) b) 286744 (人) c) 142331 (人) d) 67458 (人)
3. 対象地域の外国籍の人口割合は？	8725 人 : 人口の 0.46%
4. 対象地域の昨年の小児人口の死亡数 a) < 1 歳 b) 1 - 4 歳 c) 5 - 9 歳 d) 10 - 14 歳 e) 15 - 17 歳	調査中です
5. 上記死亡の死因分類 manner of death a) 病死 (natural) b) 事故 (accident/unintentional) c) 他殺 (homicide) d) 自殺 (suicide) e) 特定不能 (undetermined)	同上
6. 上記死亡の死因 (cause of death) a) 分娩時・新生児期の原因 b) 乳幼児突然死 c) その他の医学的原因 d) 交通事故 e) 火事 f) 溺水 g) 窒息 h) 中毒	同上

<p>i) その他の原因 j) 特定不能</p>	
<p>7. 子どもの死亡原因に関するその他の情報はありますか？</p>	<p>県内小児医療機関で死亡した症例情報</p>
<p>8. 関係機関はどのような死亡に関する情報を持っていますか？</p> <p>a) 法医学 b) 保健所・保健センター c) 児童福祉 d) 検事 e) 警察 f) 裁判所 g) 学校・幼稚園・保育園 h) その他</p>	<p>情報の種類（例：死亡診断書、調査記録など）</p> <p>a) 警察の捜査内容（収容病院および過去の診療記録，母子健康手帳，検視記録，関係者からの事情聴取内容，現場写真，遺体写真等）</p> <p>b) 保健所においては、市町村から送付された「人口動態調査」の調査票（死亡票）を所持し、死亡小票（死亡票の写し）を作成しています。</p> <p>c) 情報は持っていないそうです。</p> <p>d) 警察からの捜査報告書，事件性のある場合には検察官面接調書等．</p> <p>e) 捜査の対象となった場合の殆ど全ての記録（検視記録，現場捜査記録，写真，上記 a）に含まれるもの等全て）</p> <p>f) 捜査の概略を記した令状請求書（司法解剖に必要な鑑定処分許可申請用資料），起訴された場合には，検察から提出される証拠類．</p> <p>g) 担当部署が決まっておらず分かりません</p> <p>h)</p>
<p>9. 対象地域で、解剖（司法解剖・行政解剖・病理解剖）を担当する人は誰ですか？</p>	<p>司法解剖・行政解剖は，福島県立医科大学 医学部法医学講座の医師が担当します． 病理解剖は病理医のいる病院が担当します．</p>

<p>10. 対象地域で、子どもの解剖を行う際に必要な手続きはどのようなものがありますか？</p>	<p>司法解剖では、刑事訴訟法の定めるところにより、警察署長等による鑑定囑託書および簡易裁判所の鑑定処分許可状の2つの書類によって行います。すなわち、警察の判断によります。（承諾不要）</p> <p>行政解剖は、死体解剖保存法の定めるところにより、福島県の場合には遺族の承諾により警察が扱い、大学法医学で解剖を行います。この解剖数は、調査法解剖に置き代わる形で減っています。（要承諾）</p> <p>調査法解剖は、死因身元調査法により、遺族の承諾がなくとも、警察の判断で解剖を法医学講座に依頼し実施します。この件数が増えています。（承諾不要）</p> <p>病理解剖は、死体解剖保存法の定めるところにより、遺族の承諾を得て病理医のいる病院で行われます。（要承諾）</p>
<p>11. 対象地域で、死後の現場捜査を行うのは誰ですか？（県・市町村の警察など）</p>	<p>福島県警察本部刑事部捜査第一課検死官室の検死官（警察官）および所轄警察署の警察官が現状調査を行います。</p> <p>警察以外（海上保安部、自衛隊警務隊等）は稀なので省略します。</p>
<p>12. 対象地域で、死後の現場捜査を行う際に必要な手続きはどのようなものがありますか？</p>	<p>警察主導の捜査では調査内容が不十分である場合、解剖執刀医が警察に再度捜査を依頼するのが最も妥当かと思われまます。警察には捜査権があるので、これが最も一般的かと思います。手続は書面による場合もありますが、多くは口頭または電話で調査依頼をしています。</p>
<p>13. 対象地域で、子どもの死後に対応する児童福祉機関はどの機関ですか？</p>	<p>対応する機関はないそうです。</p>
<p>14. 対象地域で、児童福祉機関が子どもの死後に対応するのに必要な手続きはどのようなものがありますか？</p>	<p>福祉機関として特別な手続きはないそうです。</p>

	<p>相談所に情報（但し、情報の所有権・管理権は警察にあるので事前承諾が必要）を提供することは可能かと思います。</p>
<p>20. 警察と児童福祉機関の間で、連絡を取り合う（情報を交換し合う）手続きはありますか？ ある場合、簡単にその手続き方法を記載してください。</p>	<p>「児童虐待事案における情報共有に関する協定」は締結していますが、虐待原因ではない児童の死亡案件に係る情報交換の場はありません。</p>
<p>21. 以下の事項について、チーム内で合意をとるのが難しそうだと感じるものはありますか？ その理由はなんですか？</p> <p>a) 中心となる検討メンバーを集める</p> <p>b) 多機関で個人情報保護について合意を作る</p> <p>c) 多機関で情報を共有する</p> <p>d) 研修（詳細は要検討）に参加する</p> <p>e) 検討会（頻度は要検討）に毎回参加する</p> <p>f) その他の困難事項</p>	<p>難しい・難しくない：難しい理由 （ を付けてください）</p> <p>a) <input checked="" type="checkbox"/> 難しい・難しくない 理由：行政の担当部署が未定のため</p> <p>b) <input checked="" type="checkbox"/> 難しい・難しくない 理由：個人情報管理をどの部署が担うか決まらない</p> <p>c) <input checked="" type="checkbox"/> 難しい・難しくない 理由：CDR について概念の共有がなされていない</p> <p>d) <input checked="" type="checkbox"/> 難しい・難しくない 理由：行政からの予算が下りないため</p> <p>e) <input checked="" type="checkbox"/> 難しい・難しくない 理由：行政からの予算が下りないため</p> <p>f) その他： ・行政から現時点で予算はおりておらず、担当部署も決まっていません。暫定的に児童福祉課が担当しており、こちらからの問い合わせには協力的ではありますが、担当部署ではないことを念押しされます。現時点で積極的ではないように思われます。 ・警察は個人情報と捜査進展の観点から情報提供に極めて慎重な姿勢です。 ・現時点で小児死亡例の約 5-6 割程度しか把握できておらず、今後県医師会の協力を要請する必要があります。</p>

	<p>・症例が集団生活を行っている場合は幼稚園や学校での情報も必要になると思いますが、現時点ではCDRに情報提供を行う法的根拠がなく、かつ担当部署も未定であり、情報収集に関して困難を予想しております。</p>
--	--

パート2：チームを立ち上げ、検討会を準備する

1. CDR チームの主体となる人物・機関の情報	<p>代表者：細矢光亮 所属機関：福島県立医科大学小児科学講座 連絡先：024-547-1295</p>
2. 参加する機関の連絡先	<p>a) 担当者名：黒田直人 所属機関：福島県立医科大学医学部 法 医学講座・医学部附属死因究明センター 連絡先：024-547-1185</p> <p>b) 対応予定部署未定です</p> <p>c) 対応予定部署未定です</p> <p>d) 担当者名：検死官室長（小松義夫） 所属機関：福島県警察本部刑事部 捜 査第一課検死官室 連絡先：024-522-2151 内線 4121</p> <p>e) 担当者名：（未定） 所属機関：福島地方検察庁 連絡先：024-534-5131</p> <p>f) 担当者名： 所属機関：</p> <p>g) 担当者：細矢光亮 所属機関：福島県立医科大学 小</p>
a) 法医学（解剖担当の機関）	
b) 公衆衛生（保健所）	
c) 児童福祉機関	
d) 警察	
e) 検察	
f) 救急救命隊・消防	
g) 医療機関	
h) その他 1	
i) その他 2	
j) その他 3	
k) その他 4	

	<p style="text-align: center;">児科学講座</p> <p>連絡先：024-547-1295</p> <p>h) 担当者：前田亮</p> <p>所属機関：福島県立医科大学</p> <p style="text-align: center;">児科学講座</p> <p>連絡先：024-547-1295</p> <p style="text-align: right;">小</p>
<p>3. 検討会議に参加してもらうためには、どのような工夫が必要ですか？</p> <p>誰が参加するか？いつ会議をするべきか？関係機関内の人はどうように選出するべきか？</p> <p>CDR の準備会議には2つの種類があります。一つ目は検討方法に関する教育的な研修のための会議、二つ目はどのように検討会議を運営していくかに関する会議です。必要に応じて、実施に検討会を始める前に複数回の会議が必要です。</p> <p>症例の情報提供に関し法的根拠がないため、限られた情報の中で行わざるを得ません。また医療スタッフも含め関係機関の理解が十分に得られているわけではないため、まずは関係機関へ教育研修などを重ねて理解を得る必要があると考えております。行政の担当部署が確定しましたら、まずは県担当部署を中心に、保健所、警察、消防、小児科医、法医を初期メンバーとして検討会議の準備を進めていきたいと考えています。</p>	
<p>4. 初回の準備会議はいつ・どこで行いますか？</p>	<p>未定です</p>
<p>5. 初回の準備会議は誰がファシリテーターを行いますか？</p>	<p>行政担当部署、もしくは小児科医</p>
<p>6. 準備会議における事務手続き・運営のサポートは誰が行いますか？</p>	<p>行政担当部署、もしくは小児科医</p>
<p>7. 2回目の準備会議はいつ・どこで行いますか？</p>	<p>未定です</p>
<p>8. 準備会議で検討する内容</p> <p>a) CDR チームの目的を確認する</p> <p>b) CDR の概要について確認する</p>	<p>福島県は以下の理由でコア委員会が立ち上がっておりません。</p>

<p>c) 小児死亡データについて確認する</p> <p>d) 現時点での、小児死亡発生後の対応について確認する</p> <p>e) CDR チームのゴールを話し合う</p> <p>f) CDR チームのメンバーを話し合う</p> <p>g) 対象とする死亡の種類を検討する</p> <p>h) 検証のプロセスを確認する</p> <p>i) 個人情報を含む記録へのアクセス方法を検討する</p> <p>j) 検証結果の報告方法を話し合う</p> <p>k) 検証結果の予防策の実施方法について話し合う</p> <p>l) その他</p>	<p>行政担当部署が未定である</p> <p>モデル事業に参加するか未定であり、新年度にならないと CDR に関する予算がおりず、現在承認もされていない</p> <p>情報提供に対し法的根拠がないために、提供にためらいを覚えている部門がある</p> <p>予算がないため会議を開催しにくい</p> <p>CDR に関しての理解がまだ十分ではなく、委員会メンバーでも浸透していない</p> <p>行政の判断が県内の CDR 方針に大きく関わってくると思われるが、我々としてはコア会議立ち上げに向けて特に準備可能な について準備を進めていく。具体的には CDR 研究班の多摩北部医療センター小児科 小保内先生をお招きし、多職種勉強会を重ね、立ち上げに向けてご協力を頂きたいと考えている。</p>
<p>9. チームの目的は何ですか？ 当てはまるもの全てに を付けて下さい</p> <p><input type="checkbox"/> a) 死亡事例を振り返り検証する</p> <p><input type="checkbox"/> b) 死亡データの収集と分析</p> <p><input type="checkbox"/> c) 小児死亡のシステムを検証する</p> <p><input type="checkbox"/> d) 将来の死亡を予防するための方策を明らかにし、導入する</p> <p>e) その他：記載して下さい</p>	
<p>10. CDR チームで実施する活動は以下のどれに当てはまりますか？ 当てはまるもの全てに を付けて下さい</p> <p>a) 死後速やかに検証し、死後の捜査に役立てる</p> <p>b) 死後の捜査に役立つような連携や協力体制を構築する</p> <p>c) 個々の死亡について検証する</p> <p><input type="checkbox"/> d) 小児死亡の対応についてプロトコールを作成する</p> <p><input type="checkbox"/> e) 死亡データの収集と分析</p> <p><input type="checkbox"/> f) 予防策の提言とその後の実施をフォローする</p> <p>g) 法律や条例の改正・整備について提言する</p>	

h) 死亡の原因について理解を深める

i) その他：記載して下さい

11. 対象地域は以下のどれに当てはまりますか？ 一つだけ を付けて下さい

a) 単一の市町村

b) 単一の郡

c) 複数の郡・市町村

d) 医療圏：詳細を記載して下さい

e) 都道府県

f) その他：記載して下さい

12. CDR チームの目的を達成するために必要な職種はどれですか？

当てはまるもの全てに を付けて下さい

a) 警察

b) 児童福祉

c) 司法・検察

d) 公衆衛生（保健所・保健センター）

e) 小児科医・小児看護

f) 弁護士

g) 保育園・幼稚園

h) 学校

i) DV 支援団体

j) 救命救急隊・消防

k) 母子保健専門家

l) メンタルヘルス専門家

m) 児童虐待・ネグレクト予防支援団体

n) 障害福祉の専門家

o) 薬物依存の専門家

p) SIDS 支援団体

q) その他：記載して下さい

13. どのような死亡を検証の対象としますか？

訳注：全死亡の検証ができれば最善ですが、チームの目的やキャパシティーに応じて、対象を決めて実施することも可能です。

- a) 何歳の死亡を対象とするか？：18歳以下
- b) 死因は何か？：死因分類 事故、他殺、自殺、特定不能
死因詳細 分娩時・新生児期の原因、乳幼児突然死、その他の医学的原因
交通事故、火事、溺水、窒息、中毒、その他の原因、特定不能
- c) 解剖された事例のみか？：上記
- d) 特定の関係機関（例：児童相談所など）の関与がある子どものみを対象とするか？：上記
- e) その他：

14. どの関係機関が主体となって検証を実施しますか？

- a) 公衆衛生
- b) 警察
- c) 児童福祉（福島県庁 担当課）
- d) 解剖をした機関
- e) 非営利団体
- f) その他

15. どのように死亡事例を把握しますか？

- a) 解剖した機関から連絡を受ける
- b) 死亡届を集める
- c) 医療機関から情報提供を受ける
- d) その他

16. チームメンバーは、どのように死亡事例について連絡を受けますか？

（検討会議の前に事前に連絡をどのようにするか？）

症例を紐づけ記号化し、簡潔な経過をメーリングリストで共有する。

17. チームメンバーは個々の死亡事例をどのように検証しますか？

- a) すべてのメンバーが、すべての対象事例をレビューする

b) 死亡事例の要約を作り、それをもとに検証する

c) 死亡要因別に分けてグループを作って検証する

d) その他

18. 個人情報を含む情報を共有する・制限することに関わる法律・条例・手続きなどはありますか？
法律は「個人情報保護法」、条例は「福島県個人情報保護条例」ですが、いずれも「生存する個人に関する情報」について規定しています。なお、市町村の個人情報保護条例においては、「死者を含めた個人に関する情報」としている場合があり、個人情報保護審査会に諮る必要があるなど、情報の収集にハードルがあることも多いようです。

19. 多機関で情報を共有するための合意形成に必要な手続きはありますか？（協定書など）

CDR の中心を担う行政の担当部署が定まっていないため、現時点ではありませんが、今後必要になると思います。

20. チーム内で情報にアクセスすることを確保する・制限する文書を作成する必要がありますか？

CDR の中心を担う行政の担当部署が定まっていないため、現時点では検討がなされておませんが、今後必要になると思います。

21. 下記の情報について、どのように情報にアクセスすることができますか？

情報	情報源（文書など）	必要な手続き
虐待・ネグレクトの既往	児童相談所で所有する個別情報	県の個人情報保護条例および情報公開例に基づく
児童福祉関与歴	個別検討	個別検討
現場調査	警察による捜査報告書，写真等	担当警察への許可申請
解剖記録	解剖報告書，鑑定書	担当警察への許可申請
医療記録	診療記録（生前および死亡時）	死亡者家族への同意
保健機関の関与歴	個別検討	個別検討
メンタルヘルスの既往	診療記録（生前および死亡時）	死亡者家族への同意
薬物歴	診療記録（生前および死亡時）	死亡者家族への同意

	時)	
教育機関	不明	不明
その他		

22. チーム内で共有する情報はどのようなものがありますか？

当てはまるもの全てに を付けて下さい

- a) そのままの記録・文書（個人情報含む）
- b) サマリー（個人情報含む）
- c) サマリー（個人情報を抜く）
- d) 話し合った後の議事録のみ共有する
- e) 集計した数字のみ共有する
- f) CDR の報告書
- g) その他

23. 上記の情報をチーム外の人に共有するために、必要な法的手続き・制限するような手続きなど
はありますか？

現時点ではありませんが、今後必要となると考えます。

24. チーム内で情報にアクセスするために必要な手続きはありますか？

当てはまるもの全てに を付けて下さい

- a) 法・条例の改正
- b) 機密情報保持の同意書
- c) 裁判所命令
- d) その他

25. 検証のために集めた情報や検証結果は、誰が・どこに保存しますか？

現時点では未定ですが、行政(児童福祉)内でスタンドアローンの PC に保存することを考えてお
ります。

26. 検証のために集めた情報や検証結果は、鍵をかけて（パスワードなど付けて）保管しますか？

その方針です。

27. チームの議長とコーディネーターは誰がつとめますか？（任期も要検討）

検討会議の議長：福島医大小児科教授 細矢光亮

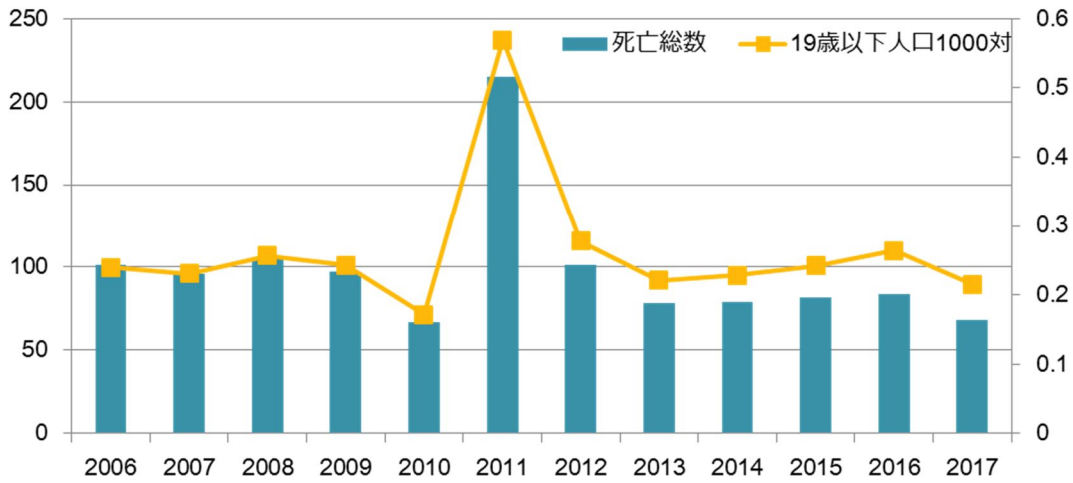
コーディネーター：児童福祉

任期については今後検討いたします。

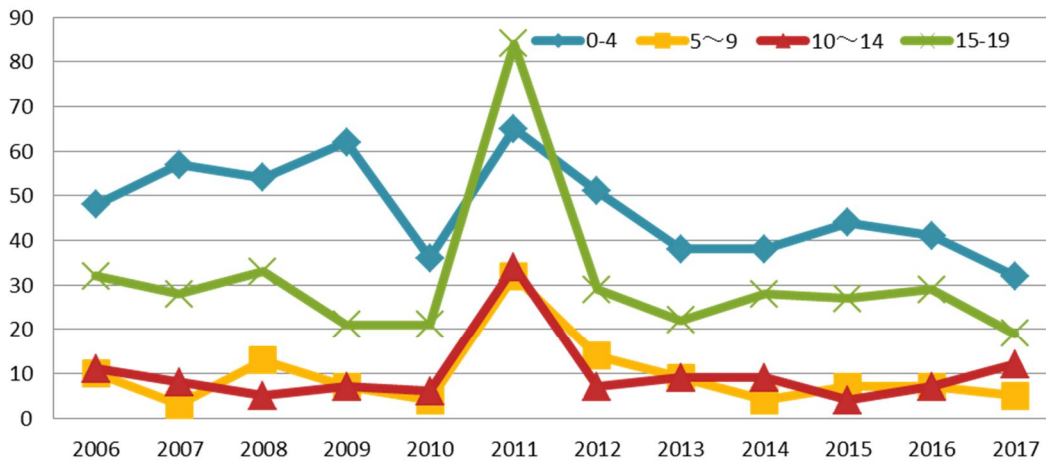
【表 1】福島県の CDR 準備状況一覧

■ 福島県 ■

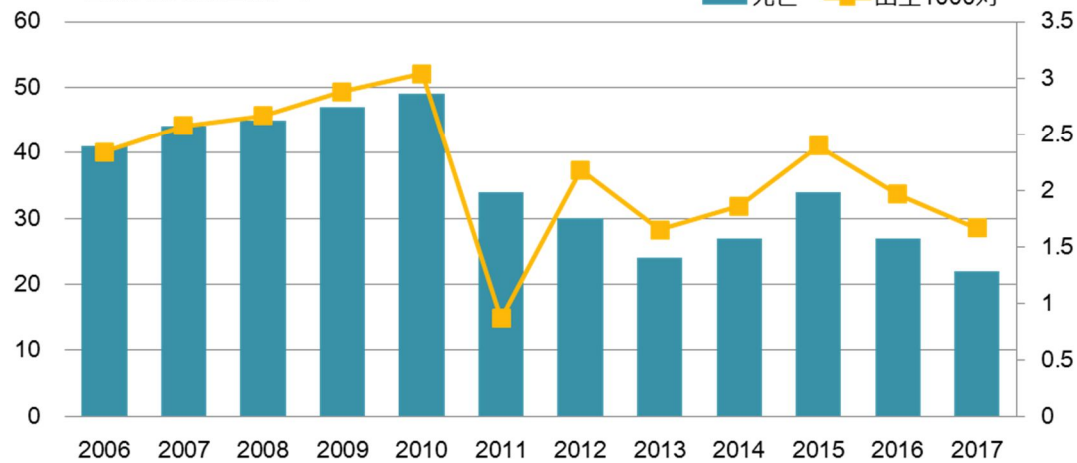
(人) 19歳以下人口1000対死亡数・率



(人) 年齢5歳階級別 年次死亡数推移 (0~19歳未満)



(人) 1歳未満死亡数・率



【図2】福島県における小児死亡の推移